

○鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月28日条例第35号

改正

平成28年3月30日条例第14号

平成29年3月30日条例第1号

平成30年12月20日条例第37号

令和元年12月27日条例第43号

令和3年9月24日条例第27号

令和5年6月30日条例第22号

鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務

及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第1号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第37号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日条例第43号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第22号）

この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年鴻巣市条例第12号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成25年鴻巣市条例第51号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例（平成15年鴻巣市条例第10号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年鴻巣市条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務(以下「生活保護準用事務」という。)であって規則で定めるもの
7 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に

	<p>に対する就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
8 教育委員会	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による障害のある児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護法による保護の実施又は生活保護準用事務に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

	所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	予防接種法（昭和23年法律第68	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	号)による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
10 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
11 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「こども医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
12 市長	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費の	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

	支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
13 市長	鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
14 市長	障害者の日常生活及び社会生活	(1) 障害者関係情報であって規則で定め

	を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>るもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
15 市長	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの</p>
16 市長	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>(4) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
17 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
18 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による障害のある児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
19 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による障害のある児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

			<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
2	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による障害のある児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長 <p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>